



## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

平成30年9月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	平成30年9月18日	有限会社 植田合同タクシー (法人番号2380002022465) 代表者 高野 公秀	福島県いわき市 植田町中央一丁目14番地15号	本社営業所	福島県いわき市 植田町中央一丁目14番地15号	輸送施設の使用停止 (10日車) 及び 文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成29年8月29日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。 (1) 疾病・疲労等のおそれのある乗務 (旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、 (2) 運転者に対する指導監督違反 (運輸規則第38条第1項)
2	平成30年9月26日	観光第一交通 株式会社 (法人番号5370001004454) 代表者 北浦 歳彦	宮城県仙台市 若林区卸町東一丁目1-56	本社営業所	宮城県仙台市 若林区卸町東一丁目1-56	文書警告	道路運送法 第27条第3項	平成30年9月26日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
3	平成30年9月28日	株式会社 泉交通 (法人番号2370001000448) 代表者 笹川 和男	宮城県仙台市 泉区北中山四丁目14-1	本社営業所	宮城県仙台市 泉区北中山四丁目14-1	輸送施設の使用停止 (10日車)	道路運送法 第27条第3項	平成30年7月27日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)